

## 通勤時の混雑緩和のための時差出勤の実施について

### 1 目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、職員の時差出勤により通勤時間帯の混雑緩和を図る。

### 2 実施期間（当面、以下の1か月間で実施）

令和2年2月23日（日）～令和2年3月28日（土）  
（取得単位は1週間単位とする。）

### 3 時差出勤時の勤務時間

◎ 10時～18時30分（休憩時間12時～12時45分）

[参考] 通常の勤務時間：9時～17時30分（休憩時間12時～12時45分）

### 4 時差出勤の対象職員

- ① 勤務時間が9時から17時30分までの勤務を行っている職場の職員
  - ② 通勤に公共交通機関を利用している常勤職員
- 以上のいずれも満たしていること。

（補 足）

現に「保育所送迎にかかる休暇」又は「妊娠中の通勤緩和にかかる休暇」を取得している職員は対象外とする。

### 5 時差出勤職員の取組み

- ① 各職場（課）の所属長は、業務の状況を勘案して所属職員に時差出勤の取組みを要請する。
- ② 時差出勤が可能な職員は1週間単位で所属長に申し出を行う。
- ③ 各職場（課）の所属長は、市民サービスに影響が生じないよう体制の確保に留意し、各職員の勤務時間を調整する。